

「屋島山上拠点施設基本構想(事務局案)」に対する御意見と、市の考え方および「同基本構想(素案)」での修正内容等

頁	項目	第2回会議での「事務局案」に対する御意見等	「素案」における市の考え方・修正内容等
1	目次		・本文の変更にあわせて修正しています。
3	2 基本的考え方と整備に当たったの基本方針 (1) 基本的考え方	<p>①施設の整備コンセプトが具体性に欠けているように感じる。設計者の選定手法についても、どのような手法を取るにせよ、整備コンセプトをしっかりとさせた上で考えるべきである。</p> <p>②事務局案については、欲張りすぎで、いろいろな要素を網羅しようとしすぎているように感じる。</p> <p>③事務局案については、主役の施設としたいのか、脇役の施設としたいのか、という点で、迷いがあるように思う。観光地における施設には2種類あり、集客できる施設と、来場者に満足を与える施設である。</p> <p>④まずは、地元の人が誇りを持てるような屋島山上とすれば、口コミで自然に情報は発信されると思う。</p> <p>⑤事務局案は、ガイドンス施設としての要素と、屋島の魅力を向上させる要素の二つについて、二兎を追っている感がある。</p> <p>⑥屋島は道の崖側から見た眺望がよく、そこから一步引くと、眺望はかなり減点になる。</p>	<p>①、②、③、⑤について ・コンセプトに関する記述部分である5段落目において、整備場所の優れた眺望を生かした建築物としての魅力を持った集客力のある施設とすることを、「眺望の優れた(場所)」、「人々が集まり、」との文言を追加することによってより明確にしました。</p> <p>①、②、③、④、⑤について ・最終段落として、屋島山上における主力の施設となるよう、屋島活性化の象徴としての施設、また、多くのリピーターが集まる施設を目指す趣旨の記述を追加しました。</p> <p>③、⑤について ・様々な機能を持たせることで、集客力のある、屋島の魅力を向上させる施設として整備することとしております。また、補完的に、来場者に満足を与える、ガイドンス機能を持った施設を別途整備する旨を、7ページの4(2)に明記しています。</p> <p>⑥について ・5段落目の「眼下に広がる景観を眺めながら」について、施設内からの景観の表現としては当てはまらない面もあることから削除し、「多くの来訪者が立ち寄る場所にあって」を「多くの来訪者が立ち寄る、眺望の優れた場所」との表現に修正しました。</p>

頁	項 目	第2回会議での「事務局案」に対する御意見等	「素案」における市の考え方・修正内容等
3	2 基本的考え方と整備に当たったの基本方針 (2) 整備に当たったの基本方針	<p>・ア、ウ、エ、カについては、具体的スペースを必要とする項目ではない。 「学び」と「交流」に限定せず、「おもてなし」や「水族館とのエリア共有」、「エンターテインメント性」を取り入れる。 ＜事前配付時の御意見＞</p>	<p>・整備に当たったの基本方針として、「基本的な考え方」の順番に記述しています。 なお、「カ」について、建物そのものが集客力を持った施設との意味合いから「建築物としての魅力を持った施設」に修正しました。 「おもてなし」等については、「取り入れるべき機能としての要素」に、「休憩・飲食・物販コーナー」を追加していますが、具体的には、運営段階で参考とさせていただきます。また、エンターテインメント性については、「ウ」に含まれるものと考えておりますが、運営面の検討において留意してまいります。</p>
4	3 整備計画 (1) 事業用地の概要	<p>【屋島館・松観荘跡地とする御意見】</p> <p>①整備場所については、市街地や瀬戸内海が一望できる場所で、周辺の屋島寺や水族館等と近接できる場所が良いのではないかと考える。</p> <p>②整備場所については、ガイダンス機能だけであれば駐車場の近くが良いと思うが、屋島に来たことに対する感動等を与える施設としては、眺望に優れている場所が良いと考える。</p> <p>③屋島には、昼と夜の顔があると思う。昼は、子どもや一般の来客が普通に楽しめる場所として、夜は、夕暮れから夜の景色等を楽しむナイトスポットとして、時間帯別に楽しめる施設とすることを考えると、整備用地としては事務局案の場所が適当と考える。</p> <p>④事務局案の整備場所は、良好な眺望という決定打がある。屋島が誇れる点は、眺望であり、この絶景を楽しむ方法を考えて造って欲しい。</p> <p>⑤整備場所としては、景観が良好な事務局案の場所が適当と考えるが、そこまでのアクセス道路の整備については検討する必要がある。</p>	<p>①、②、③、④、⑤について</p> <p>・整備場所については、第2回会議での議論を踏まえ、眺望を重視することとし、第2回会議でお示した事務局案で御理解いただきたいと考えています。</p> <p>⑤について</p> <p>・山上駐車場から整備場所までのアクセス道路について、7ページ「4(3)ア便益施設等の環境整備」において、案内板や夜間照明等について、別途整備することとしています。</p>

頁	項 目	第2回会議での「事務局案」に対する御意見等	「素案」における市の考え方・修正内容等
4	3 整備計画 (1) 事業用地の概要	<p>【屋島レストセンターYC・うどんの館跡地とする御意見】</p> <p>①整備場所については、駐車場からのアクセスの良さも考慮して欲しい。</p> <p>②整備場所については、人の動線を重視して考えると、屋島レストセンターYC跡地が適当ではないか。</p> <p>③良好な眺望が得られる場所としては、獅子の霊巖以外にも、遊鶴亭や冠ヶ嶽など、他にも場所があり、整備場所の選定について、眺望の良さを決め手とするのはどうかと思われる、駐車場の近くでアクセスの良い場所が適当と考える。また、動線を考えても、北嶺や南嶺へのアクセスなどの面で、レストセンターYC跡地が優れていると考える。</p> <p>④整備場所は、屋島レストセンターYC跡地が優れていると考える。理由としては、屋島の観光地としての魅力は眺望だけでなく、天然記念物に指定されている自然環境や、屋島寺等の史跡など、総合的なものであり、今回整備する施設に、屋島とは何かかわかるガイダンス機能を持たせるとともに、施設自体を新たな観光対象としたいと考えているからである。</p>	<p>①、②、③、④について ・整備場所については、第2回会議での議論を踏まえ、眺望を重視することとし、第2回会議でお示した事務局案で御理解いただきたいと考えています。</p> <p>①、②、③、④について ・7ページの4(2)において、山上駐車場近辺に、案内機能の補完施設として、一次的な案内施設を整備することを明記することとしました。 このことにより、拠点施設の整備候補地が屋島レストセンターYC等跡地に比べて不利であると指摘されている、屋島山上の案内機能を担保することとしています。</p> <p>④について ・自然環境や史跡などのガイダンス機能については、3ページの「基本的考え方」の中で、「自然や歴史、観光など、屋島の魅力を余すところなく知ることのできる、来訪者のための文化観光屋島の拠点」と明記しています。</p>
4	3 整備計画 (1) 事業用地の概要	<p>【その他の御意見】</p> <p>・来場者に満足を与える施設として整備する場合には、イベント等を案内するガイダンス施設として、屋島レストセンターYC跡地を整備用地としても良いかもしれない。逆に、集客できる施設として整備する場合は、良好な眺望等が必要であり、事務局案の場所が適当と考えられ、どちらの方向性とするのか、決めなければならないと思う。</p>	<p>・整備場所については、第2回会議での議論を踏まえ、眺望を重視することとし、第2回会議でお示した事務局案で御理解いただきたいと考えています。</p> <p>なお、7ページの4(2)において、山上駐車場近辺に、案内機能の補完施設として、一次的な案内施設を整備することを明記することとしました。</p>

頁	項 目	第2回会議での「事務局案」に対する御意見等	「素案」における市の考え方・修正内容等
5	3 整備計画 (2) 施設の概要 ①取り入れるべき機能としての要素	<p>①屋島山上の現況の店舗状況等から、物販機能については不要ではないかと考えるが、飲食機能については、集客力があるものであれば検討の余地があるかもしれない。</p> <p>②集客力のある施設とするためには、何かを学んだり、体験したりできる施設とすべきと考える。飲食機能も、その一つである。</p> <p>③飲食機能については、食べるという機能よりも、食べながら休憩ができる機能という位置付けで考えてはどうか。</p> <p>④物販、飲食機能については、屋島山上の既存の店舗と共存する観点から、現時点では考えなくて良いのではないかと考える。</p> <p>⑤屋島の魅力や歴史的背景等を紹介できるナビゲーターを配置した、インフォメーションセンターの機能を持たせるべきである。飲食機能としては、カフェ程度のもので良いと考える。</p> <p>⑥食については、屋島に、高松市の珍しいものを集約して、屋島名物として、屋島に行けば1年中食べられるというようなことができないか。</p> <p>⑦物販については、既存の山上の店舗で扱っているものは不要であるが、例えば屋嶋城の学術的な資料など、文化的な資料は販売しても良いのではないかと考える。</p> <p>⑧屋島山上における施設についても、資料館のような要素だけでは、人が来なくなる恐れがあると思うので、欲張りかもしれないが、高松でしか味わえない景色や味や地元の人々の熱意など、他の要素も持たせるべきと考える。</p> <p>⑨観光地であることから、物販・飲食機能については持たせるべきであるが、既存の店舗と競合しないよう、別なものを販売するべきと考える。</p>	<p>①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨について ・飲食・物販機能については、施設の魅力向上につなげるため、「別紙(3) 想定される施設内容」において、「飲料水等自動販売機コーナー」を「休憩・飲食・物販コーナー」に変更しました。</p> <p>①、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨について ・備考欄の「設計段階で決めていく」について、設計段階に限らず、運営段階を含めて今後より柔軟に対応するため、「設計等の段階で決めていく」に変更しました。このことにより、飲食メニューや物販品目については、運営面の検討段階等で決めていくこととしています。</p> <p>⑤、⑩について ・備考欄に記載のとおり、各機能発揮に必要な設備、展示等の内容は現段階で特定せず、可能な限り民意を反映しながら、設計等の段階で決めていくこととしています。</p>

頁	項 目	第2回会議での「事務局案」に対する御意見等	「素案」における市の考え方・修正内容等
		⑩建築可能な面積は200坪程度、延床面積としても300坪程度であり、小規模である。このことを念頭に、整備内容等を検討すべきである。	
5	3 整備計画 (2) 施設の概要 ②整備規模等	①建物は小規模なもので良いと思う。 ②建築に当たっては、土台である屋島の地形を生かし、自然環境を損ねないものとするのが基本である。	①、②について ・整備規模等については、御意見も参考にさせていただきながら、設計段階で決定してまいります。
5	3 整備計画 (2) 施設の概要 ③建物の特徴	①「落ち着いた風格のある」は、「斬新な」に変更する。＜事前配付時の御意見＞ ②施設のデザインは、集客を考える上で重要である。	①、②について ・「基本的考え方」と同様、「建物としての魅力を持った」との表現に変更しました。
6	3 整備計画 (3) 整備の手法 イ 設計手法	①設計者の選定手法については、コンペ形式とするなど、いろんな設計者のアイデアが得られることを重視すべきである。 ②設計者の選定手法については、整備内容をどこまで市が提示するか、ということと考え合わせて、決めていくべきである。 ③建物自体がアートとなっていることも大切であるが、デザインと建築を別な人に依頼することということが可能か、検討して欲しい。	①、②、③について ・設計手法については、3つの方法のメリット・デメリットを十分検討した上で、慎重に決定してまいります。
6	3 整備計画 (5) 概算事業費と財源		・事業費については、昨今、建設物価の変動が大きく、今後の推移を見守る必要があることや、設計手法や設計内容によって大きく影響を受けることなどから、基本構想の段階では、記載しないこととしました。

頁	項 目	第2回会議での「事務局案」に対する御意見等	「素案」における市の考え方・修正内容等
7	4 整備の課題と対応		<p>・拠点施設の事務局案である整備候補地が屋島レストセンターYC跡地に比べて不利であるとの指摘を踏まえ、山上駐車場近辺に一次的な案内施設を整備することを、「検討する」から「整備する」に修正するとともに、タイトルを「ドライブウェイを利用した来訪者に対する情報提供」とした上で、記載場所を「4(2)ア(ウ)」から「4(2)」に変更させ、屋島山上の案内機能について、これを補完することをより強く打ち出すこととしました。</p>
7	4 整備の課題と対応	<p>・施設を整備する場所だけでなく、アクセス道路を含めた、屋島全体の整備を考えられないか。</p>	<p>・屋島全体の整備については、屋島活性化基本構想に基づき関係機関等と協議しながら推進します。</p>